

新潟市

令和元年10月以降の保育料(利用者負担額)金額表について

令和元年10月以降に、保護者の皆様からご負担いただく保育料をお知らせします。

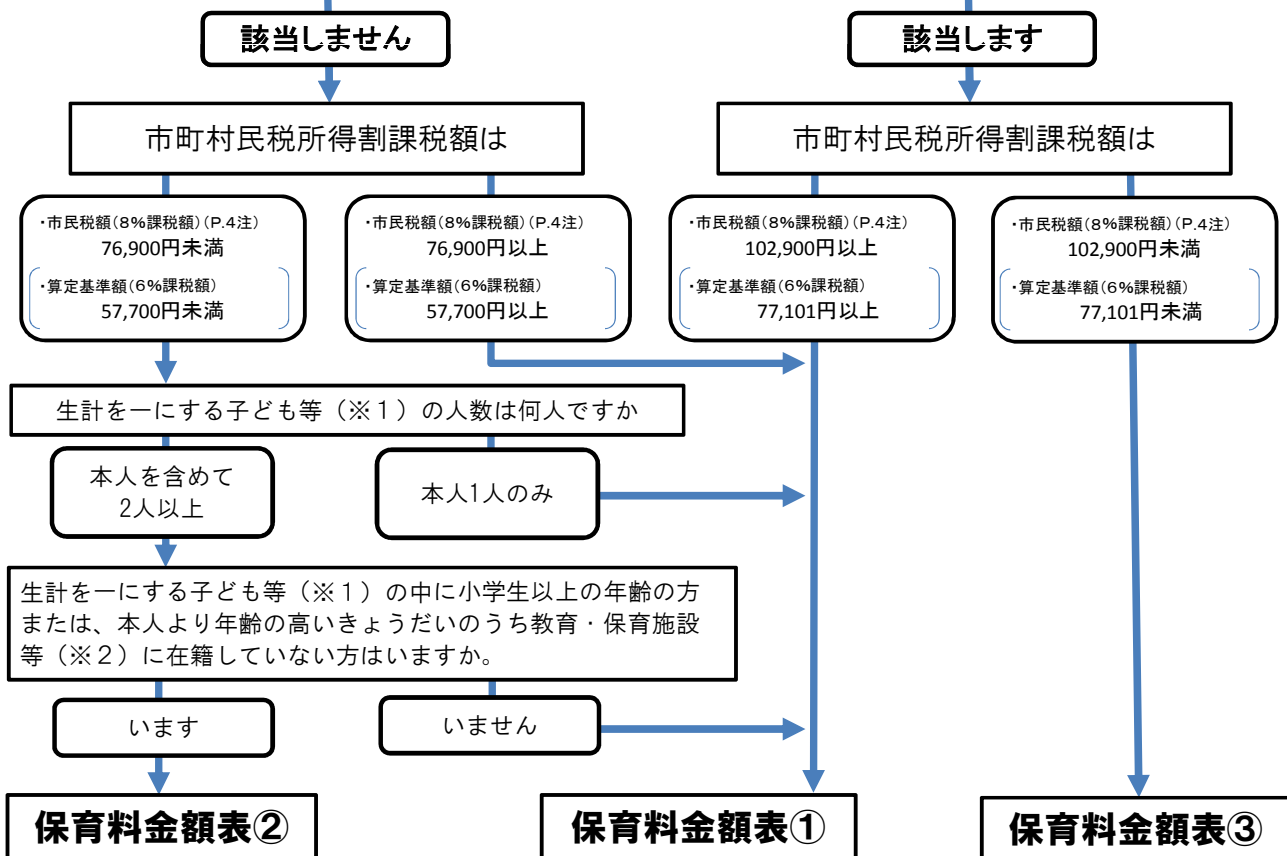
幼児教育・保育の無償化により、1号（教育）認定と3歳児クラス以上の2号（保育）認定の子どもの保育料が無償化されます。

無償化後も、通園送迎費、給食の食材料費、行事費、延長保育料などは、これまでどおり保護者の負担になりますが、年収360万円未満相当世帯等については、副食費用（おかず・おやつ等）が免除されます。

◆世帯の状況により、適用される保育料金額表（①・②・③）が異なります。
次のフロー図をご覧ください、該当する保育料金額表を確認してください。
1号認定（私立幼稚園及び認定こども園の教育認定利用）は、全て保育料金額表①になります。

次の（1）から（3）までの世帯に該当しますか。

- （1）母子及び父子並びに寡婦福祉法第6条第1項に規定する配偶者のない女子又は同条第2項に規定する配偶者のない男子で現に児童を扶養している方の世帯
- （2）次に掲げる障がい児者を有する世帯（障がい児者が社会福祉施設に入所している世帯を除く。）
 - A 身体障害者福祉法第15条に定める身体障害者手帳の交付を受けている者
 - I 療育手帳の交付を受けている者
 - ウ 特別児童扶養手当等の支給に関する法律に定める特別児童扶養手当の支給対象となる障がい児、国民年金法に定める国民年金の障害基礎年金等の受給者
 - エ 精神保健及び精神障害者福祉に関する法律第45条に規定する精神障害者保健福祉手帳の交付を受けた者
- （3）利用者の扶養義務者の申請に基づき、生活保護法に規定する要保護者その他の市長が特に困窮していると認める世帯



※1「生計を一にする子ども等」とは・・・

- ①支給認定保護者に監護される者（未成年）、②支給認定保護者に監護されていた者（①が成年に達した場合）及び
- ③支給認定保護者又はその配偶者の直系卑属（①②を除く。）

※2「教育・保育施設等」とは・・・

幼稚園、保育園、認定こども園、特別支援学校幼稚部、情緒障害児短期治療施設通所部、児童発達支援、医療型児童発達支援、小規模保育事業、事業所内保育事業等

保育料金額表①

各月初日の利用者の属する世帯の階層区分			3歳未満児（3号認定）						3歳以上児（1号・2号認定）					
			保育標準時間認定			保育短時間認定			1号認定			2号認定		
3号階層区分	定義		第1子	第2子	第3子以降	第1子	第2子	第3子以降	第1子	第2子	第3子以降	第1子	第2子	第3子以降
A	生活保護法による被保護世帯等		0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
B	市町村民税非課税世帯		0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
C	所得割非課税世帯		11,000	0	0	10,800	0	0	0	0	0	0	0	0
	市民税額 (8%課税額) (P.4注)	算定基準額 (6%課税額)												
D1	64,800	48,600	円未満	13,300	0	0	13,000	0	0	0	0	0	0	0
D2A	76,900	57,700	円未満	16,300	4,070	0	16,000	4,000	0	0	0	0	0	0
D2B	80,000	60,000	円未満	16,300	4,070	0	16,000	4,000	0	0	0	0	0	0
D3A	102,900	77,101	円未満	20,500	5,120	0	20,100	5,020	0	0	0	0	0	0
D3B	105,300	79,000	円未満	20,500	5,120	0	20,100	5,020	0	0	0	0	0	0
D4	129,300	97,000	円未満	25,000	6,250	0	24,500	6,120	0	0	0	0	0	0
D5	152,000	114,000	円未満	29,500	7,370	0	28,900	7,220	0	0	0	0	0	0
D6	186,600	140,000	円未満	33,000	8,250	0	32,400	8,100	0	0	0	0	0	0
D7	225,300	169,000	円未満	37,600	9,400	0	36,900	9,220	0	0	0	0	0	0
D8	265,300	199,000	円未満	43,000	10,750	0	42,200	10,550	0	0	0	0	0	0
D9	401,300	301,000	円未満	48,500	12,120	0	47,600	11,900	0	0	0	0	0	0
D10	448,000	336,000	円未満	53,500	13,370	0	52,500	13,120	0	0	0	0	0	0
D11	448,000	336,000	円以上	57,200	14,300	0	56,200	14,050	0	0	0	0	0	0

《保育料金額表①に関する注意点》

- 保育料金額表①において、小学校就学前の子どもが本人のみの場合は「第1子」、きょうだい2人以上同時に教育・保育施設等（P.1※2）を利用する場合、本人が最も年齢の高い場合は「第1子」、年齢の高い方から2番目の場合は「第2子」、3番目以降の場合は「第3子以降」と定義します。（1号認定は、小学校3年生以下の子ども的人数で数えます）
 なお保育料金額表①のとおり「第2子」の場合は4分の1、「第3子以降」は無料となります。（多子軽減）
- 2号認定と3号認定については、同一世帯に保護者が同じ小学校1～3年生の子どもと、教育・保育施設等（P.1※2）を利用する子どもが3人以上いる場合、そのうち年齢の高い方から数えて3番目以降の子どもは無料となります。（新潟市独自多子軽減）
- 3歳以上児については、■部分が副食費免除対象となります。（第○子の数え方は、保育料と同様です）

【保育料金額表①・②・③共通の注意点】も確認してください(P.4)

保育料金額表②									
各月初日の利用者の属する世帯の階層区分				3歳未満児 (3号認定)				3歳以上児 (2号認定)	
				保育標準時間認定		保育短時間認定		第2子	第3子以降
3号階層区分	定義			第2子	第3子以降	第2子	第3子以降		
A	生活保護法による被保護世帯等			0	0	0	0	0	0
B	市町村民税非課税世帯			0	0	0	0	0	0
C	所得割非課税世帯			5,500	0	5,400	0	0	0
	市町村民税所得割額	市民税額 (8%課税額) (P.4注)	算定基準額 (6%課税額)						
D1		64,800	48,600	円未満	6,650	0	6,500	0	0
D2A		76,900	57,700	円未満	8,150	0	8,000	0	0

《保育料金額表②に関する注意点》

- 保育料金額表②において、生計を一にする子ども等 (P.1※1) のうち、本人が年齢の高い方から2番目の場合は「第2子」、3番目以降の場合は「第3子以降」と定義します。
なお、「第2子」は保育料金額表①の第1子の2分の1、「第3子以降」は無料となります。(多子軽減)
- 3歳以上児については、全員が副食費免除対象となります。

【保育料金額表①・②・③共通の注意点】も確認してください(P.4)

保育料金額表③									
各月初日の利用者の属する世帯の階層区分				3歳未満児 (3号認定)				3歳以上児 (2号認定)	
				保育標準時間認定		保育短時間認定		第1子	第2子以降
3号階層区分	定義			第1子	第2子以降	第1子	第2子以降		
A	生活保護法による被保護世帯等			0	0	0	0	0	0
B	市町村民税非課税世帯			0	0	0	0	0	0
C	所得割非課税世帯			5,500	0	5,400	0	0	0
	市町村民税所得割額	市民税額 (8%課税額) (P.4注)	算定基準額 (6%課税額)						
D1		64,800	48,600	円未満	6,650	0	6,500	0	0
D2A		76,900	57,700	円未満	8,150	0	8,000	0	0
D2B		80,000	60,000	円未満	8,150	0	8,000	0	0
D3A		102,900	77,101	円未満	9,000	0	8,850	0	0

《保育料金額表③に関する注意点》

- 保育料金額表③において、生計を一にする子ども等 (P.1※1) のうち、本人が最も年齢の高い場合は「第1子」、2番目以降の場合は「第2子以降」と定義します。
- 3歳以上児については、全員が副食費免除対象となります。

【保育料金額表①・②・③共通の注意点】

- 新潟市独自の負担軽減について
保育施設の運営に必要な費用は、国・県・市と保護者で負担しています。
保護者の皆さまから負担いただく保育料は、国の示す基準額から新潟市独自の軽減を行い、子育てを支援しています。
- 延滞金について
新潟市債権管理条例に基づき、納期限までに納付すべき保育料のお支払いがないと、納付期限の翌日から納付の日までの期間に応じ、延滞金が生じる場合があります。

注：保育料は従来通り6%の課税額で算定しますが、市民税通知には8%課税額が表示されているため、8%課税額に換算した「市民税額（8%課税額）」で確認してください。

（市民税額による階層はあくまで目安のため、実際の階層と異なる場合があります）

- 新潟市外からの転入等で、市町村民税が新潟市以外で課税されている場合は、下記をご確認ください。
 - ・新潟市以外の政令指定都市で課税されている場合：市民税額（8%課税額）（P.4注）
 - ・政令指定都市以外の市区町村で課税されている場合：算定基準額（6%課税額）
- 年齢は平成31年3月31日現在の満年齢で決まります。
（年度途中で満3歳に達し2号認定に切り替わった場合は、その年度内は3号認定の額となります。）
また、年度途中で入園した場合も3月31日現在の満年齢で決まります。
- 保育が必要な時間により、保育標準時間（11時間）と保育短時間（8時間）の認定区分に分けられます。
- 保育料は、児童の父母の市町村民税額（調整控除以外の税額控除適用前）を基に算定を行います。
父母以外の同居の祖父母等が家計の主宰者と判断される場合は、その方の課税額を含めて算定を行います。
なお、父母の年間合計収入が160万円以上ある場合や、ひとり親世帯で年間収入が110万円以上ある場合、または、父母の合計所得が祖父母等のうち最も所得の多い方の所得を上回る場合は、父母の市町村民税額のみで算定します。
- 令和元年10月～令和2年3月までの保育料は、平成31年度の市町村民税額により決まります。
- 保育料の算定や家族状況の把握のため、担当課で住民基本台帳、課税・福祉（生活保護・在宅障がい者状況）データ等を閲覧いたしますが、閲覧に承諾されない場合、または、市町村民税の未申告等により課税データが確認できない場合は、保育料金額表の最高額で決定する場合があります。
なお、平成31年1月2日以降に新潟市に転入した場合は、収入金額、所得合計、税額控除前市町村民税所得割額等がわかる書類（市町村民税額決定通知書、納税通知書、所得（課税）証明書等）の提出をお願いする場合があります。
- 配偶者と死別・離婚などをした人が受けられる住民税の「寡婦（夫）控除」を未婚のひとり親家庭も同様に受けたとみなす、いわゆる「みなし寡婦（夫）控除」を適用し保育料を算定します。
なお、「みなし寡婦（夫）控除」の適用を受ける場合は、区役所健康福祉課児童福祉係（担当）で申請が必要です。
- 課税額の算定に必要な書類が未提出、市町村民税が未申告など、課税額が確認できない場合、最高階層（D11）で保育料を決定する場合があります。
- A階層の「生活保護法による被保護世帯等」とは、「生活保護法による被保護世帯（単給世帯を含む。）又は中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律による支援給付の受給世帯」です。
- 平成31年度において、保護者の疾病・やむを得ない理由による退職等で世帯収入が著しく減少した場合や、災害により損害を受けた場合又は東日本大震災により避難されている場合に保育料の一部又は全部が減免される制度があります。
- この保育料のほか、各園が定める通園送迎費や給食の食材料費（3号認定は保育料に含まれます）、教材費、行事参加費などの実費徴収や上乗せ徴収の負担が必要な場合があります。
この内、副食材料費については、年収360万円未満相当世帯と第3子以降等が免除対象となります。
（各保育料金表で、■になっている部分が対象です）

問い合わせ先

1号……………市役所保育課運営グループ 025-226-1225

2号・3号…区役所健康福祉課児童福祉係（担当）

北 区 025-387-1335 秋葉区 0250-25-5683

東 区 025-250-2330 南 区 025-372-6351

中央区 025-223-7232 西 区 025-264-7340

江南区 025-382-4353 西蒲区 0256-72-8389